

○総務省訓令第43号

総務省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を次のよ

うに定める。

平成27年11月30日

総務大臣 高市 早苗

総務省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(目的)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25

年法律第65号。以下「法」という。) 第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理

由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)に即し

て、法第7条に規定する事項に関し、総務省職員(非常勤職員を含む。以下「職員」

という。)が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定に基づき、その事務又は事業を行いうに当

たり、障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他的心

身の機能の障害をいう。以下この要領において同じ。)を理由として、障害者

(障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を

う受ける状態にあるもの。以下この要領において同じ。) でない者と不当な差別的取

扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職

員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

#### (合理的配慮)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定に基づき、その事務又は事業を行いうに当

たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があ

った場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を

侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じ

て、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」

という。）をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に

留意するものとする。

#### (監督者の責務)

第4条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者（以下「監督者」という。）

は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次

の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

いち 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、そ

の監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を

か  
深めさせること。

二 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に関する相談、苦

じょう 情の申出等（以下「相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認すること。

三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の

提供を適切に行うよう指導等を実施すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切

に対処しなければならない。

（懲戒処分等）

第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がな

いにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、

職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付き  
れることがある。

（相談体制の整備）

第6条 総務省に、職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその

家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談等受付窓口を、別

表のとおり置く。

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢及び障害の状態に配慮するとともに、対面、

てがみ でんわ およ でんし くわ しょうがいしゃ たん  
手紙、電話、ファックス及び電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーション

を図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 相談等受付窓口は、相談等の内容に応じ関係課等の職員に前項の処理を依頼することができる。

4 第1項の相談等受付窓口に寄せられた相談等は、大臣官房秘書課に集約し、  
相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等があつた場合に活用するものとする。

5 第1項の相談等受付窓口は、必要に応じ、相談体制の充実を図るよう努めるものとする。

(研修・啓発)

だい じょう そうむしょう しようがい りゆう きべつ かいしょう すいしん はか しょくいん たい  
第7条 総務省は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、  
必要な研修・啓発を行うものとする。

2 総務省は、新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に  
関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に  
対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させ  
るために、それぞれ、研修を実施する。

3 総務省は、職員に対し、障害の特性等を理解させるとともに、障害者に適切に  
対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図る。

附 則

この訓令は平成28年4月1日から施行する。

別 表

そ 組 織 く 分	そ う だん とう う け つけ ま ど ぐ ち 相 談 等 受 付 窓 口
ないぶぶきょく 内部部局	
ぎょうせいふふくしんさかいじむきょく 行政不服審査会事務局	
じょうほうこうかいこじんじょうほう 情報公開・個人情報	
ほごしんさかいじむきょく 保護審査会事務局	
かんみんきょうそにゅうさつとうかんり 官民競争入札等監理	だいじんかんぼうひしょか 大臣官房秘書課
いいんかいじむきょく 委員会事務局	
でんきつうしんふんそうしょりいいんかい 電気通信紛争処理委員会	
じむきょく 事務局	
せいじしきんてきせいのかいいいんかいじ 政治資金適正化委員会事務局	
じちだいがっこう 自治大학교	しょむか 庶務課
じょうほうつうしんせいさくけんきゅうじよ 情報通信政策研究所	そうむぶそうむか 総務部総務課
とうけいけんしゅうじょ 統計研修所	かんりか 管理課
かんくぎょうせいひょうかきょく(四 管区行政評価局) (四 こくぎょうせいひょうかきょくふく 国行政評価支局を含 む。)	そうむかほつかいどうかんくぎょうせいひょうかきょく 総務課 (北海道管区行政評価局にあつ ては総務課及び行政評価分室)
おきなわぎょうせいひょうかじむしょ 沖縄行政評価事務所	そうむか 総務課
そうちうつうしんきょく 総合通信局	そうむか 総務課

おきなわそうごうつうしんじmuしょ 沖縄総合通信事務所	そ う む か 総務課
ぎようせいいひょうかじむしょ 行政評価事務所	そ う む か そ う む し ょう そ し き き そく へいせい ねんそうむし ょう 総務課 (総務省組織規則(平成13年総務省 くんれいだい ごう べつびょうだい かか ぎよ う せ い 訓令第1号)の別表第2に掲げる行政 ひよ う か じ muしょ そ う む し つ 評価事務所にあっては総務室)

べっし  
別紙

そくむしおう しょうがい りゆう さべつ かいしおう すいしん かん たいおうようりょう かか  
総務省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係

りゆういじこう  
る留意事項

だい ふとう さべつてきとりあつか きほんてき かんが かた  
第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ほう しょうがいしや たい せいとう りゆう しょうがい りゆう ざい かくしゅ  
法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種

きかい ていきよう きよひ ていきよう あ ばしょ じかんたい せいげん また しょうがいしや  
機会の提供を拒否する、提供に当たって場所・時間帯などを制限する又は障害者で

もの たい ふ じょうけん ふ しょうがいしや けんりりえき しんがい  
ない者に対しては付さない条件を付すことなどにより、障害者の権利利益を侵害する

きんし  
ことを禁止している。

しょうがいしや じじつじょう びょうどう そくしん また たっせい ひつよう とくべつ そち  
ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置

ふとう さべつてきとりあつか しょうがいしや しょうがいしや もの くら ゆう  
は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優

ぐう とりあつか せつきよくてきかいぜん そち ほう きてい しょうがいしや たい ごうりてき  
遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的

はいりょ ていきよう しょうがいしや もの こと とりあつか ごうりてきはいりょ ていきようとう  
配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等する

ひつよう はんい はいりょ しょうがいしや しょうがい じょうきょうとう かくにん  
ために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認する

ふとう さべつてきとりあつか あ  
ることは、不当な差別的取扱いには当たらない。

ふとう さべつてきとりあつか せいとう りゆう しょうがいしや もんだい じむ  
このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務

また じぎょう ほんしつてき かんけい しょじじょう おな しょうがいしや もの ふり あつか  
又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱う

てん りゆうい ひつよう  
ことである点に留意する必要がある。

## だい 第2 正当な理由の判断の視点

せいとう りゆう そうとう しょうがいしや たい しょうがい りゆう ざい  
正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや  
かくしゅきかい ていきよう きよひ とりあつか きやつかんてき み せいとう もくてき もと おこな  
各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われ  
たものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。総務省においては、  
せいとう りゆう そうとう いな ぐたいてき けんとう かくだいかいしゃく  
正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに拡大解釈するなどして  
ほう しゅし そこ こべつ じあん しょうがいしやおよ だいさんしゃ けんりりえき  
法の趣旨を損なうことのないよう、個別の事案ごとに、障害者及び第三者の権利利益  
れい あんぜん かくほ ざいさん ほぜん そんがいはっせい ぼうしどう なら そうむしょう じむまた じぎょう  
(例: 安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等) 並びに総務省の事務又は事業の  
もくてき ないよう きのう いじとう かんてん かんが ぐたいてきばめん じょうきょう おう そうごうてき  
目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・  
きやつかんてき はんだん ひつよう  
客観的に判断することが必要である。

しょくいん せいとう りゆう はんだん ばあい しょうがいしや りゆう せつめい りかい  
職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解  
え つと のぞ  
を得るよう努めることが望ましい。

なお、「望ましい」とは、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されるこ  
とはないが、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念及び法の目的を踏ま  
え、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。(以下この別紙において同じ。)

## だい 第3 不正当な差別的取扱いの具体例

ふとう さべつてきとりあつか あ う ぐたいれい い か べつし おな  
不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、以下のとおりである。なお、前述のとお

ふとう　さべつてきとりあつか　　そうとう　　いな　　こべつ　じあん　　はんだん  
り、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断される

いか　　きさい　　ぐたいれい　　せいとう　　りゆう　　そんざい  
こととなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないこ

ぜんてい　　れいじ　　きさい　　ぐたいれい  
とを前提としていること、さらに、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例

かぎ　　りゆうい　　ひつよう  
だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

ふとう　さべつてきとりあつか　　あ　う　　ぐ　　たいれい  
(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

○ 障害を理由に窓口対応を拒否する。

○ 障害を理由に対応の順序を後回しにする。

○ 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。

○ 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。

じ　む　ま　た　　じぎょう　　すいこうじょう　　とく　　ひつよう　　ていきょうとう　　こば  
○ 事務又は事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁

さい　つきそいしや　　どうこう　　もと　　じょうけん　　つ　　とく　　ししょう  
の際に付添者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわら

つきそいしや　　どうこう　　こば  
ず、付添者の同行を拒んだりする。

#### だい　　ごうり　　てきはいりよ　　きほんてき　　かんが　　かた 第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 しおうがいしや　　けんり　　かん　　じょうやくだい　　じょう　　ごうり　　てきはいりよ　　しおうがいしや　　た  
障害者の権利に関する条約第2条において、合理的配慮とは、「障害者が他の

もの　　びょうどう　　きそ　　すべ　　じんけんおよ　　きほんてき　　じゆう　　きょうゆう　　また　　こうし  
者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使すること

かくほ　　ひつよう　　てきとう　　へんこうおよ　　ちようせい　　とくてい　　ばあい　　ひつよう  
を確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要

きんこう　　しつ　　また　　か　　ど　　ふたん　　か　　ていぎ  
とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義され

ている。

法は、同条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務

又は事業を行なうに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の

除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担

が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、社会的

障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、

障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な

障壁と相対することによって生ずるものとの、いわゆる「社会モデル」の考え方を

踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、障害者が

個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な

取り組みであり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、総務省の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされ

る範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において

同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・

機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や

状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、障害者が現に置かれて

いる状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5回

じゅう ふたん きほんてき かんが かた かか ようそ こうりょ だいたいそち せんたく ふく そうほう  
重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方

けんせつてきたいわ そうごりかい つう ひつよう ごうりてき はんい じゅうなん たいおう  
の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がな

ごうりてきはいりょ ないよう ぎじゅつ しんてん しゃかいじょうせい へんかとう  
されるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に

おう か う ごうりてきはいりょ ていきょう あ しょうがいしや せいべつ ねんれい  
応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、

じょうたいとう はいりょ  
状態等に配慮するものとする。

ごうりてきはいりょ ひつよう しょうがいしや たすみこ ばあい しょうがいしや  
なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との

かんけいせい ちょうき ばあいとう つど ごうりてきはいりょ べつ こうじゅつ かんきょう  
関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境

せいび こうりょ い ちゅう ちょうきてき さくげん こうりつか てん  
の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点

じゅうよう  
は重要である。

いし ひょうめい ぐたいてきばめん しゃかいてきしょうへき じょきょ かん はいりょ ひつよう  
3 意思の表明は、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要と

じょうきょう げんご しゅわ ふく てんじ かくだいもじ ひつだん じつ  
している状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実

ぶつ ていじ みぶ とう あいす しょつかく いしでんたつ しょうがいしや たにん  
物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人と

はか さい ひつよう しゅだん つうやく かい ふく つた  
コミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝え

しょうがい ほんにん いし ひょうめい こんなん ばあい しょうがいしや かぞく しえんしゃ  
られる。また、障害により本人の意思の表明が困難な場合に、障害者の家族、支援者、

かいじょしゃ ほうていだいりにんとう しえん もの ほんにん ほさ おこな ばあい  
介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う場合

ふく  
も含む。

いし ひょうめい こんなん しょうがいしや かぞく しえんしゃ かいじょしゃ ほうていだいりにんとう ともな  
なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者、介助者、法定代理人等を伴

ばあい いし ひょうめい ばあい とうがいしや しゃかいてきしょうへき  
っていい場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁

じよきょ ひつよう  
めいはく ぱあい ほう しゅし かんが とうがい  
の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該

しおうがいしや たい てきせつ おも はいりょ ていあん けんせつてきたいわ はたら  
障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるな

じしゆてき とりくみ つと のぞ  
ど、自主的な取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー

か かいじょしやとう じんてきしえん じょうほう こうじょうとう かんきょう せいび きそ  
化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎と

ここ しおうがいしや たい じょうきょう おう こべつ じっし そち  
して、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。

かくばめん かんきょう せいび じょうきょう ごうり てきはいりょ ないよう こと  
したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なる

しおうがい じょうたいとう へんか とく しおうがいしや  
ることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者と

かんけいせい ちようき ばあいとう ていきょう ごうり てきはいりょ てきぎ みなお  
の関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直し

おこな じゅうよう  
を行なうことが重要である。

5 総務省がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合

ていきょう ごうり てきはいりょ ないよう おお さい しょう しおうがいしや ふり  
は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利

えき う いたくとう じょうけん ようりょう ふ ごうり てきはいりょ  
益を受けることのないよう、委託等の条件に、この要領を踏まえた合理的配慮の

ていきょう も こ つと のぞ  
提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

## だい かじゅう ふたん きほんてき かんが かた 第5 過重な負担の基本的な考え方

かじゅう ふたん ぐたいてき けんとう かくだいかいしやく ほう しゅし そこ  
過重な負担については、具体的な検討をせずに拡大解釈するなどして法の趣旨を損

こべつ じあん いか ようそとう こうりょ ぐたいてきばめん じょうきょう  
なうことのないよう、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に

おう そうごうてき きやつかんてき はんだん ひつよう  
応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

しょくいん かじゅう ふたん あ はんだん ばあい しょうがいしゃ りゆう せつめい りかい  
職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解

え つと のぞ  
を得るよう努めることが望ましい。

- 事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 費用・負担の程度

## だい ごうりてきはいりょ ぐたいれい 第6 合理的配慮の具体例

だい しめ ごうりてきはいりょ ぐたいてき ばめん じょうきょう おう こと たよう  
第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様か

こべつせい たか ぐたいれい つき  
つ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

きさい ぐたいれい だい しめ かじゅう ふたん そんざい せんてい  
なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提と  
れいじ きさい ぐたいれい かぎ  
していること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限ら  
れるものではないことに留意する必要がある。

### ごうりてきはいりょ あ う ぶつりてきかんきょう はいりょ ぐたいれい (合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを  
わた  
渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を  
わ つた  
分かりやすく伝える。

○ もくべき ばしょ あんない さい しょうがいしや ほこうそくど あ そくど ある ぜん  
目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前

ご さゆう きより いちど しょうがいしや きぼう き  
後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。

○ しょうがい とくせい ひんぱん りせき ひつよう ぱあい かいじょう ざせき いち とびらふきん  
障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近に  
する。

○ ひろう かん しょうがいしや べっしつ きゅうけい もうで さい べっしつ かくほ  
疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が

こんなん とうがい じょうがいしや じじょう せつめい たいおうまどぐち ちか ながいす い  
困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移

どう りんじ きゅうけい もう  
動させて臨時の休憩スペースを設ける。

○ ふずいいいうんどうとう しょるいとう お むずか しょうがいしや たい しょくいん しょりい  
不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類

お とう こていきぐ ていきよう  
を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

○ さいがい じこ はつせい さい かんないほうそう ひなんじょうほうとう きんきゅうじょうほう き  
災害や事故が発生した際に、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが

むずか ちようかく しょうがいしや たい たと でんこうけいじばん てが とう もち  
難しい聴覚障害者に対し、例えば、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分か

りやすく案内し誘導を図る。

ごうり できとはいりよ あ う い し そつう はいりよ ぐたいれい  
(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

○ ひつだん よ あ しゅわ てんじ かくだいもじとう しゅだん もち  
筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。

○ かいぎしりょうとう てんじ かくだいもじとう さくせい さい おのの ぱいたいかん  
会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ

ばんごうとう こと う りゅうい しよう  
番号等が異なり得ることに留意して使用する。

○ しかく しょうがい いいん かいぎしりょうとう じぜんそうふ さい よ あ たいおう  
視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できる

でんし けいしき ていきよう  
よう電子データ(テキスト形式)で提供する。

- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
- 障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 会議の進行に当たって、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心掛ける。
- 会議の進行に当たって、可能な範囲で職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行なう。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手順を入れ替える。

- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 総務省の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 入館時にICカードゲートを通過することが困難な場合、別ルートからの入館を認める。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。